

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和5年9月8日（金）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	志治市義	委員	加藤裕子
	委員	富田さとみ	委員	伊藤俊一
	委員	水野智見		
欠席委員	なし			
委員外議員	板倉浩幸			
会議事件説明のため出席した者	副町長	加藤正人		
	産業建設部長	肥尾建一郎	土木農政課長	東方俊樹
	消防長	高塚克己	消防本部長 消防課長	山田悌司
職務のため出席した者	議長	水野智見	議事務局長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主任	大竹孝平
付託事件	議案第35号 蟹江町火災予防条例の一部改正について 議案第37号 町道路線の一部廃止について			

○委員長 吉田正昭君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

本日は、1人傍聴人がみえます。板倉議員から委員外委員として傍聴したいとの旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

お諮りします。

取りあえずちょっと聞きますけれども、板倉議員より発言があるかもしれませんが、その旨皆さんのご了承を得たいと思いますが、よろしいですか。

(発言する者なし)

それでは、異議なしと認めます。

それでは、次に、本日の付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査を予定しておりますのでよろしくお願いします。

本日は、横江町長より公務のため欠席したい旨の申し出がありましたので、これを許可しました。

続きまして、伊藤俊一君から葬儀のお礼をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○委員 伊藤俊一君

皆さん、改めましてこんにちは。

昨日、おとといと大変公務、皆さんお忙しい中を、ご参拝を妻のためにしていただきまして、本当にありがとうございました。本来ですと、本会議場で挨拶ということでもありますけれども、今日も本会議の前に委員会がございましたので、取りあえずこういったお礼のご挨拶ということで委員長に許可いただきましたので、そんなことでありがとうございました。そういうことです。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、加藤副町長より挨拶をお願いします。

○副町長 加藤正人君

改めまして皆様こんにちは。

本日、横江町長でございますが、昨日から町村会長としての用務で上京しております。今

日の午前中は、少し東京のほう、台風の影響で予定が一部変更になったようですけれども、午後は戻りまして、引き続き今度は県庁のほうで、これも町村会長としての用務に出席をしておりますので、申し訳ございませんが、本日は欠席をさせていただきます。

その台風13号でございますが、現在の見通しでございますと、今夜御前崎付近に上陸というような予報が出ております。雨雲は北東のほうにかかっておりまして、西側、南側は大きな雲もない、また、風もこの地域では強風、暴風はないだろうというような予想のようでございます。警報が出る可能性は、幸いにして非常に低いのかなというふうに想定をしております。ただ、最近の台風、離れたところでも線状降水帯ができて大雨になる可能性もございますし、また、通り過ぎてからもまた雨が残る可能性もございます。緊張感を持って情報をしっかりと収集していきたいというふうに思っております。

本日は、先ほど委員長さんからご案内ありましたように、条例改正1件、町道路線の廃止についての議案1件でございます。慎重審議をお願い申し上げまして、冒頭私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○消防長 高塚克己君

よろしくお願いいたします。

補足説明等はありません。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ないですか。じゃあ副委員長代わってもらっていいですか。

1つお聞きしますけれども、6月議会も火災予防条例が上程されていますよね。9月議会も同じように火災予防条例の一部改正ということで上がっていますが、6月議会は車がメインだったのかなと思うんですが、今回は何がメインの改正になりますか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

吉田委員長のご質問に答えさせていただきます。

今回は、蓄電池設備が主な改正になります。こちらのほうは、現在、業務用の非常用電源

などに使われており、設置する設備なのですが、近年は一般家庭でも太陽光発電とともに蓄電池設備の普及が進んでおります。しかしながら、現行の蓄電池設備の規制は、主に鉛蓄電池を想定した規定とされております。新しい種別の蓄電池設備に対応が必要となったため、今回改正になりました。

2つ目は、離隔距離の改正もありましたが、こちらは固定燃料の使用する離隔距離を追加することとなりました。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

単純に言うと、防災用の蓄電池と、もう一つは家庭用の、要は太陽光発電があつて、それを今ためて使うという蓄電池も、高額な金額ですが販売されているような感じですので、それに対応する条例の改正でしょうか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

蓄電池設備ですので含まれておりますが、今回は20キロワット時以下の蓄電池設備については届け出等ございませんので、家庭用には今のところはあまり該当する内容ではございません。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

そうすると、今回の改正は、主に例えばどの施設、工場なのか病院なのか、どの施設、家庭用じゃないとなると、ちょっとした施設になると思うんですが、その辺はどこを対象という改正でしょうか。

○消防長 高塚克己君

委員長のご質問にお答えさせていただきますけれども、今回20キロワット時以上のものということになりますと、通信業者が設置する通信機器関係の非常用電源とかになっております。家庭用のものは20キロワット時以下がほとんどですので、16キロワット時ぐらいが一番大きなものと考えておりますけれども、そのものにつきましては届け出の必要がなくなったというところの改正でございます。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

そうすると、今までは家庭用は届け出があつたけれども、もう今後は届け出はなしという解釈ですね。その大きさにもよる。例えば今は家庭用ですけれども、先ほど言った病院とか、例えば将来、この役場内で設置する場合とか、いろんなケースがあると思うんですけれども、その辺はどうなりますか。

○消防長 高塚克己君

委員長おっしゃるとおり、共同住宅に設置する大きなものとか、こういったところに設置する大きなもの、20キロワット時を超えるものは届け出が必要となります。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

それから、ちょっと具体的に6ページの新旧対照表になりますが、一番上の4の「その筐体（きょうたい）は雨水等の浸入防止の措置を講ずること」、これが新ですよ。雨水等という前に「筐体」とついたと思うんですが、これは何を意味しますか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

お答えさせていただきます。

ここは、第13条で運用する部分でございますが、雨水を浸入防止しなければならないということを想定しまして、これは屋外に設置する蓄電池設備であるということです。筐体というのは、その蓄電池設備を囲う箱のようなものがございますが、その文言がさらに明確にされたということでございます。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

難しいですよ。筐体と言われたって。

○消防長 高塚克己君

ちょっと補足的にご説明をというところで、屋外設置のそういったものに関して基準を運用できるように、筐体という言葉をも具体的に示したというところでございます。

○委員長 吉田正昭君

要は役所用語だと思うんですけども、筐体って最初何かなというような感じになるんです。もう少し私たちに分かるような言葉で本当はここに記載していただくと、非常に助かるような気がしますけれども、役所かなということだと思います。

それから、ごめんなさいね。ちょっと今日はしっかり聞いていかないと、この間みたいになるといけませんので。

次の第13条なんですが、第13条の旧、「アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる」ということになっているんですが、新のほうは「開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては」、アルカリと、この開放型鉛蓄電池の違いって何ですか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

アルカリ蓄電池と開放型鉛蓄電池というのは、蓄電池の種類の違いでございます。以前の旧アルカリ蓄電池をというふうに設けだしたのは、以前の旧第13条が鉛蓄電池を主とした文章になっております。ここでは鉛蓄電池がほとんどで、アルカリ蓄電池を設けるものを例外としてこちらのほうで除外しておったんですが、今回の新しくなった第13条は、鉛蓄電池以

外の全ての蓄電池に対しての引用ができるようになっております。開放型鉛蓄電池のものを逆に省くことにおいて、ほかのものが全て使えるという文章に変わったということでございます。

○副委員長 佐藤 茂君

補足ありますか。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。詳しく説明していただきました。よく担当の方は理解してみえるかなと感心しました。私に分らんもんで、次から次へ聞いて申し訳ないんですけども、もう一つ、第13条の3なんですけど、ここの真ん中辺に、消防長が火災予防上支障がないと認められる構造を有するキュービクル式のものを除くということがあるんですけど、これ全文読まないとちょっと理解できない、多分担当の消防長あたり、予防課長あたりは分かっているかと思うんですけど、この意味ってどういう意味ですか。消防長が決められるのか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

お答えさせていただきます。

こちらのほうは、実は消防長が決めるとありますが、国から出た通達に合致する構造のものということになります。これ自体が、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものということで、事実上の基準がもうつくられておりますので、それに関しては除外ができるといった意味でございます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

ごめん、もう一遍聞きます。なぜ消防長というこれがここに入っているんですか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

お答えさせていただきます。

火災予防条例の届け出は消防長に対して行うものです。火災予防条例の権限で消防長ということで、こちらのほうも消防長が定めるキュービクル式設備といった形に決められておることです。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。やっぱり消防長が権限を持っておると、最終的にはそういうことで、この蟹江町内に設置するものに関しては、今までのものに関しては消防長がほとんど決定権を持っておるという解釈でいいんだね。

○消防長 高塚克己君

大して権限はございませんので、国の政令だとか省令に準じて火災予防条例をつくり上げておりますので、届け出は、担当各市町の消防長に届け出を出すというふうに決まっておる

というところでございます。ご理解をよろしくお願いします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

この条例って難しいですよ。意味が分からないんですよ。説明をしていただくときに、多分条文を読み上げただけです。

(改正要点。かみ砕いてはおるんですけども、もっとこれ以上簡単にはなかなかの声あり)

ですよ。分かります。すみません。ちょっとやっぱり委員長報告の関係がありますので、しっかり聞いていかないと、またこの間みたいなことがあるといけませんので、ありがとうございます。

私からは以上です。

(それじゃあ代理代わりますのでよろしくお願いしますの声あり)

(委員外でよろしいですかの声あり)

○委員外議員 板倉浩幸君

すみません、委員外ですけども、僕もこれ見ていて訳分からんもんで、ちょっと傍聴したほうがいいなと思って傍聴させていただいたんですけども、最初、委員長言ったように、実際には家庭用も対象になるんじゃないのかな、これだけ増えてくるとと思って、そのための予防法で基準がもうちょっときつくなるわけじゃないんだね。かなと思ったんですけども、20キロワット時以下って、ほとんど家庭用ってそれ以下なんですか。以下なんですよ。そうすると、太陽光発電、畑や何かにだ一と並べているやつ、何十台、あれはもう対象になっている。そこに蓄電池があった場合か。パネル自体の設置だけでは要らないね。今回は蓄電池を置いた場合に火災につながらないようにということですよ。分かりました。

あともう一点だけお願いいたします。

最後のほうに11ページに適用除外ありますよね。最後の第4項のところ。条例の施行の日から起算して2年ということは、条例の施行が令和6年の1月1日からで、これはどう捉えればいいのか。やらなくてもいい。

(第4項のところですよねの声あり)

第4項のところですよ。

○消防本部予防課長 山田悌司君

お答えさせていただきます。

この第4項のところでは適用除外のところでございます。文章どおり2年を経過する日までに設置されたものは、既存のままでよろしいということになりますので除外でございます。

以上でございます。

○委員外議員 板倉浩幸君

ということは、令和8年の1月1日までは、これらの今変わった変更点に従わなくてというかやらなくてもいいよという認識なんだね。最初から1月1日からやりなさいということではなく、2年の経過措置を取るという認識で。

ありがとうございます。

○委員長 吉田正昭君

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

では、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第37号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長、お願いします。

これ、実はこの間、防災建設常任委員会で視察した場所のことだと思います。現地で部長はじめ課長等々に説明していただいたところのことだと思いますが、これはJRの上に乗っかっておる歩道ですよ。ということは、廃止するということは、いつか撤去を目的の廃止と思うんですが、撤去の予定があるかと思うんですが、いつ頃でしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

こちらの大辻跨線橋の撤去に関しましては、今、撤去のための設計委託を今年度出しております。今後、JRとの協議だとか、あと借地も必要になると思われまので、そのあたりのところの交渉をしながら撤去を進めていくという考えでおりまして、具体的にはちょっとまだ、年度としてはできたら令和7年度以降で行えればいいかなというふうに、できたら最短でいけるかなというふうには思っていますが、そういったようなスケジュールになってい

ます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

撤去、今設計して、金額等々もあれして、これはJRが絡んでいるので、JRの自由通路をつくったときもそうですが、JRの指定業者に発注することになるかなと私は思うんですが、その辺はどうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

そうですね、やはりJR、どうしてもこちらの関連会社ということになるかと思えます。建設の工事としては、町の持ち出しの部分もでございますので、そちらに関しても関連づけて、JRとの上の部分の撤去と、あと下の部分の下部工部分、全て一体としたほうが工事費も安くなるだろうというところがございますので、基本的にはJRに関係した工事業者となる予定でございます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

使わないだったら、そのままさびていくような感じになっているし、早く撤去してもらったほうが、廃止するんだったら、今使っていない、この間見に行ったとき、もう使えないように入り口にガードがしてある状況だったもので、一刻も早く撤去したほうがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

他に質問ありませんか。

(ないですの声あり)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号「町道路線の一部廃止について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いします。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後2時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 吉 田 正 昭

蟹江町議会防災建設常任委員会副委員長 佐 藤 茂